

墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例（案）概要

1 制定理由

児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業等（※）の運営に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める必要がある。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業等は、新制度により新たに区の認可事業として位置づけられることから、設備や運営など認可に係る基準について条例で定めるもので、次に掲げる独自基準を設けるほか、平成26年4月に示された厚生労働省令に定めるとおりとする。

なお、独自基準については、墨田区子ども・子育て会議（会長：大豆生田玉川大学教育学部教授外27名の委員で構成）での議論を踏まえたものである。

項 目	国の基準	区の独自基準（案）
小規模保育事業A型（分園型）の人員	【従うべき基準】 保育士を置かなければならない。	小規模保育事業A型に置く保育士は、 <u>常勤</u> とする。
小規模保育事業B型（中間型）の人員	【従うべき基準】 保育従事者の数のうち <u>半数以上</u> は、 保育士とする。	保育従事者の数のうち <u>6割以上</u> は、 <u>常勤</u> の保育士とする。
小規模事業所内保育事業の人員		

※【参考】 家庭的保育事業等の種類

事 業	内 容
家 庭 的 保 育 事 業	家庭的保育者（区長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を行う者として区長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の保育を行う事業（利用定員が5人以下のものに限る。）
小 規 模 保 育 事 業	保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の保育を行う事業

居 宅 訪 問 型 保 育 事 業	保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
事 業 所 内 保 育 事 業	事業主（事業主団体を含む。）が設置した施設（委託を含む。）において保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の保育を行う事業

3 条例案に対するパブリックコメントの実施

平成26年7月17日（木）から8月11日（月）にかけて、区のホームページ等を使い広く意見募集を行ったところ、本条例案に対して7件のご意見があった。

主なご意見として、「小規模保育事業等の基準を認可保育所と同基準に引き上げてほしい。」「家庭的保育事業等の保育従事者を保育士のみとし、しっかりとした研修を行ってほしい。」「家庭的保育事業の給食について、外部からの搬入は衛生面等不安があり、反対である。」といった内容となっている。

お寄せいただいた内容に関しては、区の考え方を整理し、公表予定としている。

4 施行期日

墨田区規則で定める日